

日米地位協定の改定のために

提言

瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク

2018年12月

連絡先 740-0042 岩国市青木町2-24-45 桑原 清 方 Tel: 0827-38-1866

日米地位協定の改定のために 提言

今年7月、全国知事会が「日米地位協定」の改定を求める要望書を全会一致で採択した。それをうけて村岡山口県知事が「地位協定の改定のために粘り強く求めていく」意向を表明し、福田岩国市長も「抜本的な見直し」を求める考えを示した。

じつは地位協定の改定が必要であることは早くよりみとめられており、沖縄県は2000年に「地位協定見直し案」を発表、2005年には民主党も独自の見直し案を作成、社民党も2008年に改定の試みを示し、沖縄県は2017年に「日米地位協定の見直しに関する要請」を関係機関に提出し、2018年3月には「他国地位協定調査中間報告書」を発表した。

民主党政権の退陣により、地位協定改定の動きは頓挫したが、2013年刊行の前泊博盛著『本当は憲法より大切な日米地位協定入門』によって、地位協定の重要性が国民の間に広く認識されるに到り、日弁連も「地位協定の改定」の必要性を訴えた。

改定を求めるこれらの発言は、おおむね政権外からの声であったが、2017年8月2日、全国知事会の下部組織である渉外知事会が「日米地位協定の改定15項目の要望」を国に提出した。米軍基地の負担を担っている15都道府県的意思を集約した要請であり、国の基地政策にたいして地方自治体が直接に働きかける動きとして、基地関係市町村に勇気を与えた。全国知事会は2016年から継続的に「米軍基地負担に関する研究会」を行っており、渉外知事会が研究活動の成果を実行したのである。さらに今年7

月27日には全国知事会総会が、日米地位協定の抜本的改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択し、「提言」を国へ提出した。数多くの提言を受けながら、日米両政府は環境汚染防止の補足協定(2015)、「軍属」に関する補足協定(2017)を採択しただけで、満身創痍の協定本体の改定はしていない。

地位協定第27条には「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる」とある。私たちが地位協定の不当性を非難しながら改定の努力をしなければ、むしろその責任を問われるであろう。そこで2017年8月26日の瀬戸内ネット学習会で、桑原清共同代表が地位協定改定の必要性について所信を述べ、参加者が討論した。後日渉外知事会が「改定15項目の要望」を国に提出したと聞き、私たちも地位協定改定の素案を作成することになった。今年8月、9月、11月の3度にわたる学習会で、前文から第28条まで全文を逐条的に検討し、改定素案「日米地位協定改正のための提言(案)」を作成した。

日米安全保障条約が締結されて65年間、一度も改定されることのなかった協定について改定案を提示するということは、政治家や学者のやるべき事であって、私たち一般市民が手を出すべきことではない、との思いがあったが、政治家や学者の書いたものを読んでいくと、米軍基地の災害に関する若干の見聞と文献か

ら得た知識による机上の議論では、米軍基地の災害の現実を十分に解明できないのではないかとの危惧を禁じえなかった。

毎日頭上を飛行するジェット機の轟音に身をすくめ、各地の米軍機事故のニュースをきいて、かつてわが町で起こった墜落事故の悪夢を想起し、あとを絶たない米兵犯罪におびえる、そういう基地不安の毎日から逃げられない私たち基地周辺住民が声を出さなければ、地位協定改定の正しい改定にいたることは困難であろうとの思いは深まるばかりである。

学習会で私たちは、この地位協定が、昨日まで日本を占領していた米軍が、日本で自由にふるまえる環境を維持するための協定であることを知った。在日米軍はこの協定によって、「日本国憲法」の規制を全く受けることなく、自由に活動することが許されている。しかし在日米軍はまず「日本国憲法」と日本国民の基本的な人権を遵守し、とりわけ「第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする「生存権」を侵害することは許されないことを地位協定に明記すべきである。日本国民の平和な生活を攪乱して日本国の安全を守ろうとする地位協定は本末転倒である。

地位協定第 2 条 (1) の「合衆国は、相互協力および安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される」という規定により、「米軍が希望すれば、日本全国どこでも基地にできる」といわれており、このため米軍が住民を追放して作った普天間基地が戦後今日まで米軍の自由な使用に供され、沖縄県民がこぞって反対する辺野古に米軍基地を作る計画も

強行されようとしている。地域住民が反対する米軍基地建設を許す地位協定であってはならない。

日本の自衛隊機に「爆音違法」の判決が出れば、飛行差し止めとなるが、米軍機に「爆音違法」判決が出ても飛行差し止めできない。これは米軍機が「日本国憲法」と各種国内法による拘束を受けないという法制度のためと言われるが、日本国民の生活環境を破壊するような米軍活動は、国内法によって厳しく規制されることが地位協定に規定されるべきである。

基地区域外での米軍機事故の現場へは日本警察は関与できず、事故責任のある米兵の拘束もできない。また日本国民にたいして犯罪を犯した米兵の身柄が米国側にある場合も、日本の当局は手出しできない。こうした占領時代の遺制は廃止して、日本当局の統制権が回復されなければならない。

学習を重ねれば重ねるほど、現行地位協定の不当性が蔽い難いものになった。これらの基地問題は、日々基地のもたらす災害にさらされている基地周辺住民にしてはじめて厳しく追及できる問題である。

こうした認識にもとづいて、私たちは現行地位協定の問題点を具体的に解明し、不都合な点を明らかにし、日米両国が独立・対等の関係に立って地位協定を改定するための具体的な提言をまとめることができた。以下に、問題ありと考えられる地位協定の現行条文と、基地周辺住民が必要と考える改定案の条文を、相互に対比する形で提示する。

日米地位協定 現行条文と改定草案条文の対照表

現行日米地位協定条文

前文 日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条 この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び二十一才未満の子
 - (2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

瀬戸内ネット改定草案条文（アンダーライン部分は改定すべき条文）

前文 日本国及びアメリカ合衆国は、対等の独立国として1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条

この協定において、

- 1 「協定」とは、日米両国が相互に主権を認めあい、対等の関係で締結する「協定」を意味する。
- 2 (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住するもの及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
(c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び二十一才未満の子
 - (2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと、又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

第2条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎりで、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品および定着物を含む。
- (b) 基地（以下「施設及び区域」と同義で使用する）の立地条件は、滑走路に離着陸する飛行コースの下、およびその周辺地区内に居住地、学校、病院、工場がない場所とする。滑走路などの敷設のために、自然環境の破壊を生ずるような埋め立てをしてはならない。
- (c) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条にもとづく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。ただし、日本国政府は特定基地を閉鎖・返還することを要求することができる。その場合、アメリカ合衆国の合意を得て、1年以内に閉鎖・返還しなければならない。
- (d) 施設・区域の提供、用途変更、埋立、建築、修理などの計画は関係地方自治体と協議し、当該自治体の有権者住民の過半数の反対があるときは、その計画を中止しなければならない。
- (e) 騒音、深夜早朝飛行騒音、飛行ルート、訓練、事件・事故については、日本の国内法を順守しなければならない。
- (f) 基地を設置する地方自治体が、住民投票にもとづいて基地設置に反対の意向を表明した場合、基地は閉鎖返還しなければならない。
- 2 (a) 日本国政府および合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと、又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- (b) 米軍機爆音に違法判決がでた基地とその周辺区域で、爆音発生源対策が実施できない場合は、基地を閉鎖・返還する。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

5 「首都圏の空域」が米軍に所属する現状は、占領体制の遺制である。日本の空域はすべて独立国日本国に帰属するものとする。

第3条 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第3条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護、および管理の為必要なすべての措置をとることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

米軍は基地利用について日本国諸機関の立ち入り調査を拒否することはできない。

日本国領域内での米軍事故や犯罪については、日本の優先捜査権を認める。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。米軍の活動が周辺自治体の公共の安全を損傷してはならない。米軍が関係する事件、事故の情報をすみやかに関係地方自治体に提供する。

第3条 a (追加)

- 1 在日米軍、およびその構成員は「日本国憲法」第 11 条以下に定める日本国民の「基本的人権」、特に第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする「生存権」を遵守しなければならない。
- 2 在日米軍、およびその構成員は日本の「環境基準」を守らなければならない。
- 3 基地内や周辺地域で環境汚染が発生した場合、日米共同で調査する。
- 4 基地周辺住民の生活環境を守るために、米軍は軍用機の飛行コース、飛行速度、飛行高度、時間帯、騒音度について、基地設置自治体、及び周辺自治体の指示を尊重しなければならない。
- 5 日本国民の居住地区域上空では、離発着訓練・飛行訓練をおこなわない。
- 6 滑走路への軍用機等の出入の飛行の高度が日本国民の居住区域から 6500 フィート (1,950 メートル) 以下となる場合は、出入の飛行コースを変更しなければならない。
- 7 「騒音違法」判決が出た区域の飛行コース・飛行時間帯は、「飛行差止め」とする。
- 8 米軍機墜落事故が発生した機種では、墜落の危険が除去されるまで「飛行差止め」とする。

第4条 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第4条

- 1 (a) 合衆国は環境への影響を最小限度に止め、日本国に基地を返還するに当たっては、環境被害の原状回復と、損害補償する義務を負う。
(b) 基地内外の環境汚染については地元自治体の立入り調査を受け入れなければならない。
(c) 環境汚染や不発弾処理は日米共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、米国の負担で、原状回復のために必要な措置をとる。
(d) 基地返還のときは、3年以上前から日本の関係当局の立ち入り調査を認める。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第 5 条 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

第 5 条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
米軍の航空機、船艦は日本国政府が指定した港湾、空港に出入りすることができる。それ以外の港湾、空港の使用は、緊急時以外は禁止し、日本国政府の承認を得て使用する場合は、国内法を適用する。

- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適切な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適切な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。
- 4 米軍基地の区域の外における船舶、航空機、合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族の出入国、移動は、日本国内法にしたがっておこなわなければならない。
- 5 日本国民が居住し生活する日本国の領域で飛行訓練や軍事演習を実施しない。「出入」「移動」の名目で行軍訓練、飛行訓練などを行ってはいけない。
- 6 日本国民の居住地上空を飛ぶときの高度は居住地等から6500フィート以下となってはいけない。
- 7 離着陸の際、居住地等からの距離が6500フィート以下になることが避けられない基地は、滑走路を移設しなければならない。
- 8 米軍機の飛行は、平日は6時半から21時まで、土曜日は8時から12時までとし、日曜日は飛行しない。
- 9 基地周辺の居住地上空を旋回する飛行訓練は行わない。
- 10 第24条に規定する「路線権」の区域における米軍の活動、米軍機の飛行、米軍艦船の航行は日本国内法に従っておこなわなければならない。

第9条 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書。

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

第9条

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。基地区域への出入は日本国内法にしたがって行う。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、基地外居住者の届け出制度を創設し、在住自治体に居所を明確化する。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更あってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

第 10 条 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

5 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

6 人、動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生については国内法を適用する。

第 10 条

1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証もしくは運転免許証または軍の運転許可証を、運転者試験または手数料を課さないで、有効なものとして承認する。ただし、日本国の公道で支障なく走行できるための訓練を実施し、関係当局の認定許可証を取得しなければならない。
合衆国軍関係者は、基地外の通行において日本の「道路交通法」にしたがわなければならない。

2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第 13 条 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第 13 条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員、軍属ならびにそれらの家族の私有車両に対する自動車税および軽自動車税については、日本国民の民間車両と同じ税率で課税する。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、・・・・・・(以下現行条文 2 に同じ)

4 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて・・・・・・(以下現行条文 3 に同じ)

第16条 日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条 1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

第16条

日本国において、「日本国憲法」をはじめとする日本国の国内法にしたがい、及びこの協定の精神に反する活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族の義務である。

第17条 1 この条の規定に従うことを条件として、

- (a) 合衆国の軍当局は、合衆国軍隊の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、施設及び区域（基地）内で行われた、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i)もっぱら合衆国の財産、もしくは安全のみに対する罪、またはもっぱら合衆国軍隊の他の構成員もしくは軍属もしくは合衆国軍隊の構成員もしくは軍属の家族の身体もしくは財産のみに対する罪。

(ii)公務執行中の作為または不作為から生ずる、合衆国国民に不利益を与える罪。

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内 (すなわち米軍基地の区域外) における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

i) 基地区域の外において米軍関係者が日本国民に不利益を与えた事件・事故は、理由の如何にかかわらず、日本側が第一次の権利を認められ、日本国の国内法によって裁判し、処罰を決定する。

ii) 基地区域外の事件・事故は日本の関係当局が調査統制する。

iii) 施設及び区域（基地）の外で事件・事故をおこした被疑者を合衆国が拘束した場合は、日本国政府の同意なく釈放、国外移送、旅行などの措置をとってはならない。

iv) 日本人にたいする殺人、傷害、暴行など、凶悪犯罪の場合、被疑者の身柄が基地内にあっても、ただちに被疑者の拘禁を日本国の関係当局に移転し、日本国当局が搜索、差し押え、検証する。

v) 日本国の関係当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、米軍当局はすみやかにこれに応ずる。

vi) 米軍の財産が施設および区域（基地）の外にある場合には、日本国の当局が搜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使する。

vii) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる。

viii) 基地区域外での事故は、日本国民の事故と同じ扱いとする。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。ただし被疑者の拘禁理由が施設及び区域（基地）の外における犯罪行為である場合は、日本側の当局の要請があれば、引き渡さなければならない。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第 5 条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定第 17 条の当該時に存在した規定を適用する。

第 24 条 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべ

の経費は、2 に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第 24 条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2 に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第 2 条及び第 3 条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

4 合衆国は在日米軍のために日本国政府が支出した資金の収入と支出の詳細を、合衆国会計年度末に国会に報告する。

- 第 25 条** 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第 25 条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人、合衆国政府の代表者一人、及び全国知事会を代表する都道府県知事一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府、及び全国知事会のいずれかの代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。
- 4 合同委員会は合意事項を国会に報告しなければならない。

瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク
共同代表 桑原 清
河井弘志

討論参加者（五十音順）

稲生 慧（岩国市）、大国幸子（岩国市）、河合建夫（周防大島町）、河井弘志（周防大島町）、河本正道（周防大島町）、桑原 清（岩国市）、坂本千尋（廿日市市）、佐々木春行（岩国市）、伊達 純（廿日市市）、鳥家治彦（岩国市）、中尾久利（周防大島町）、藤川俊雄（岩国市）